

2020年 5月29 日(金)
愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
特措法対策チーム
(愛知県 防災安全局 防災部 防災危機管理課
危機管理・国民保護グループ)
担 当 岡田、福西
内 線 2505, 2506
ダイヤル 052-954-6143

休業協力要請の解除と営業再開・継続時における感染防止対策の徹底について

愛知県では、5月14日に国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたことを踏まえ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、休業協力要請を緩和してきました。

5月25日には、全ての都道府県の緊急事態宣言が解除され、本県においても、翌26日に愛知県緊急事態宣言を解除いたしましたが、感染状況は、引き続き減少を続け、落ち着いた状況が続いています。

このため、これまでにクラスターが発生しているような施設として、5月22日付けで、休業協力要請を継続する施設として発表した施設についても、期限とした5月末日をもって休業協力要請を解除します。

再度の感染拡大を防止していくためには、営業の再開・継続に際して、個別施設ごとに、あらゆるリスクに備え、徹底した感染防止対策を講じていただき、安全性を確保していただくことが不可欠です。

このため、全国的に作成が進められている業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」にあわせ、下表のとおり、愛知県として講じていただくべき「感染防止対策リスト」を作成し、関係業団体に対策の徹底をお願いするとともに、県の愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト (<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/list549-1574.html>) に掲載しましたのでお知らせします。

〈 感染防止対策リスト 〉

各業種共通	L1
接待を伴う飲食店等 パブ、バー、ダーツバー、キャバレー ナイトクラブ、スナック、性風俗店	L2
ライブハウス	L3
カラオケボックス	L4
スポーツジム	L5